別表二十一付表　記載要領

1　この表は、特定多国籍企業グループ等に属する法人が国際最低課税残余額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「当該法人の従業員等の数　⑵」の欄は、令第155条の59第１項第２号（国際最低課税残余額）又は第207条第１項第２号（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税）に掲げる数を記載すること。

3　「我が国を所在地国とする全ての構成会社等の従業員等の数の合計数　⑶」の欄は、令第155条の59第１項第１号又は第207条第１項第１号に掲げる数を記載すること。

4　「当該法人の有形資産の額　⑸」の欄は、令第155条の59第２項第２号又は第207条第２項第２号に掲げる金額を記載すること。

5　「我が国を所在地国とする全ての構成会社等の有形資産の額の合計額　⑹」の欄は、令第155条の59第２項第１号又は第207条第２項第１号に掲げる金額を記載すること。